

産後ケア事業（短期入所（ショートステイ）型及び  
通所（デイサービス）型）委託仕様書

1 事業実施場所

受注者の施設

2 委託契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 対象者

寝屋川市産後ケア事業実施要綱（以下「要綱」という。）第2条に規定する者のうち、産後ケア事業の実施を承認された者とする。

4 委託業務内容

(1) 委託業務

サービス内容は、以下のとおりとする。

ア 短期入所（ショートステイ）型は、原則として利用開始時刻から24時間以内の利用を1日とし、1日3食の食事提供を行うこと。

通所（デイサービス）型は、原則として利用開始時刻から9時間以内の利用を1日とし、1日2食の食事提供を行うこと。

イ 母親の身体的ケア、保健指導（授乳指導、沐浴指導等）及び栄養指導

ウ 母親の心理的ケア

エ 適切な授乳を行うためのケア（乳房ケアを含む。）

オ 育児手技についての具体的な指導及び相談

カ 生活の相談及び支援

(2) 利用回数

本事業を利用できる回数は、1利用者当たり短期入所（ショートステイ）型及び通所（デイサービス）型を合わせて7回までとする。

(3) 実施の手順

ア 発注者は、利用申込者の利用希望日が利用可能であるか、受注者と調整する。

イ 受注者は、発注者から「寝屋川市産後ケア事業利用依頼書」（以下「依頼書」という。）と「寝屋川市産後ケア事業利用申請書（写し）」を受け取る。

ウ 利用日の変更・キャンセル等の調整は、当該サービスの利用期間の開始前のときは、発注者と利用者が、利用開始後であれば、受注者と利用者が行うこととする。

なお、利用者がサービス利用開始の前日の午前10時以降に利用を中止した場合は、受注者は、一連の利用期間のうち、初日及び2日目までの準備金について請求することができる。又、既に利用が開始されているときに利用者が中止した場合については、その決定が午前10時以前の場合は、その当日を起点日とし、午前10時以降の場合はその翌日を起点日として、当初の利用予定期間を超えない範囲で、サービス履行期間分に加え、それぞれ翌日までの準備金について請求することができる。

エ 受注者は、利用者にサービス内容を説明した上で、サービスを提供する。

オ 受注者は、利用者から一部自己負担金を徴収し、領収書を発行する。

カ 受注者は、「産後ケア事業実施報告書兼利用券」を利用から7日以内に発注者に提出する。

キ 上記の手順に関しては、利用者の利便性等を踏まえ変更する可能性がある。サービス利用に際し、やむを得ない理由等で緊急を要する場合は、直ちに発注者に連絡し指示をあおぐこと。

## 5 業務実施に関する事項

(1) 委託業務は、要綱の規定に基づいて行うものとし、関係法令を遵守すること。

(2) 受注者は、関係書類及び次に掲げる諸帳簿等を実施施設に備え付け、必要に応じて発注者に報告するものとする。記録は契約が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

ア 委託契約書及び仕様書

イ 人事労務関係書類

ウ 利用者関係書類

エ その他必要書類

(3) 受注者は、本事業の利用者の身体、精神状態等が悪化した場合などの緊急時の対応を行うこと。

(4) 受注者は、実施施設の利用案内等を用意すること。内容については、発注

者と協議して作成するとともに、利用者の問い合わせに対応すること。

- (5) 受注者は、事業の実施にあたり必要な乳児のおむつ、おしり拭き、粉ミルク及び母親の産褥パット、母乳パット等については、利用者へ持参するよう事前に求めるものとする。ただし、受注者が無償提供を行えるものについては、この限りでない。
- (6) 受注者は、委託業務の実施にあたって、次に掲げる安全管理を行うこと。
  - ア 業務担当者の健康管理に努めること。
  - イ 実施施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び業務担当者の安全確保に努めること。
  - ウ 実施施設の食品衛生、環境衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。
  - エ 非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を実施すること。
  - オ 利用者にけがや事故等が発生した場合には、速やかに対応するとともに発注者に報告すること。なお、急を要する場合は警察、消防等への連絡を優先すること。
  - カ 事故等の緊急事態に備え、損害保険等の保険に加入すること。
  - キ 悪天候や災害等により、利用者の安全な帰宅の確保が困難になると見込まれる場合には、速やかに発注者と協議の上、退所を促すこと。なお、急を要する場合は受注者の判断により対応し、その後、発注者へ報告すること。
- (7) 受注者は、責任をもって委託業務の提供を行い、利用者から苦情等があったときは、誠意をもって迅速かつ適切に対応し、発注者に報告すること。
- (8) 受注者は、発注者が委託する内容以外のサービスを行う場合は、利用者に丁寧サービス内容・料金等を説明し、承諾を得るとともに委託内容を妨げない範囲で実施すること。
- (9) 受注者は、発注者から受託業務に係る調査又は報告を求められた場合はこれに応じなければならない。

## 6 契約金額

別紙のとおり

## 7 契約金額の支払い

受注者は、請求書を作成し、翌月の 10 日までに発注者に提出する。受注者から委託料の請求を受理した日から 30 日以内に、受注者が指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

#### 8 その他

当仕様書に定めのない事項については、本市と別途協議の上、決定すること。